

埼玉県立がんセンターー通院治療センターー他ダクト保温材交換工事

図 面 リ ス ト	
図面番号	図 面 名 称
M-00	図面リスト
M-01	機械設備工事特記仕様書(1)
M-02	機械設備工事特記仕様書(2)
M-03	案内図・配置図
M-04	病院棟 2階平面図
M-05	病院棟 2階平面詳細図 仮設計画図・天井改修図
M-06	病院棟 2階平面詳細図 外気ダクト図(新設・撤去)

設計年月日	地方独立行政法人	病院長	事務局長	副局長兼 企画部長	管理部長	管財主幹	管財主査	担当	縮 尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
	埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	○								埼玉県立がんセンターー通院治療センターー他ダクト保温材交換工事	図面リスト	M-00

機械設備工事特記仕様書

1	工事名称	埼玉県立がんセンター通院治療センター他ダクト保温材交換工事
2	工事場所	埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地
3	工期	契約日から令和3年12月17日
4	現場施工期間	契約日から令和3年11月28日
5	建物概要	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
①がんセンター	RC造	11階、地下1階	61,080.84	Ⅰ	
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

工事種目	工事種別				
	①	②	③	④	⑤
● 空気調和設備	一	式			
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
○ 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 給湯設備					
○ 消火設備					
○ 厨房機器設備					
○ ガス設備					

6 指定部分 ● 有対象部分： 工期：令和 年 月 日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要
下記工事を行う。
・外気導入ダクトの保温材交換を行う。

埼玉県環境配慮方針の適用項目（該当項目数：）	・長寿命材の選定（2-3-3） ・設備更新を踏まえた計画（2-3-4） ・再生品の優先使用（2-3-6） ・有害物質の放散量が少ない材料の使用（2-4-2） ・発生材の再資源化を推進（3-1-6） ・フロン等の回収、破壊を行う（4-1-1） ・代替フロンの使用抑制（4-1-2） ・新冷媒の採用（4-1-3） ・太陽熱利用システムの導入（5-1-2） ・高効率機器の採用（5-2-2） ・ゾーニングの工夫（5-3-1） ・外気冷房制御の導入（5-3-2） ・搬送動力の低減（5-3-3） ・ヒートポンプの採用（5-3-4） ・熱回収システムの導入（5-3-5） ・コージェネレーションの導入（5-4-1） ・節水機器の採用（6-1-1） ・雨水利用（6-1-3） ・排水再利用（6-1-4） ・アスコン廃材の再利用（6-3-2） ・再生塩ビ管の採用（6-3-3）
------------------------	--

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。
11 同時期発注の関連工事
・建築工事 ・電気設備工事

II 工事仕様

1 共通仕様
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁宮務部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
2 特記仕様
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、●印のものは適用しない。○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。

項目	特記事項																																																			
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7Aベト含有の有無を確認し、7Aβを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 ・置く ※置かない																																																			
2 電気保安技術者	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工（配管工事） ・建築板金施工（風道制作及び取付け） ◎熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空調機器施工（冷凍空調機器の据付け）																																																			
3 施工条件	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																			
④ 技能士の適用	本工事で ・設ける（規模） ※設けない																																																			
⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	7 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																			
6 監督員事務所	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																			
7 官公署その他への届出手続等	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																																			
8 工事用電力・水等	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																																			
⑨ 工事用仮設物	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																			
10 足場・さんばし類	※根切土中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類																																																			
11 残土処分	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																			
12 埋め戻し土・盛土	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途） (1) 引渡しを要するもの（ ） (2) 買取処分を要するもの（ ） (3) 再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル管 ・ ） (4) 特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。																																																			
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																			
⑭ 発生材の処理等	(1) 地中埋設配管（排水管を除く） 1) 地中埋設標（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要 2) 地中埋設紙（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要 3) 埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・不要																																																			
15 容量等の表示	設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計 ・施工指針2014年版」により行う。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力K _h 及び設計用鉛直地震力K _v （K _h √2）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。																																																			
16 配管	設計用水平地震力 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td rowspan="2">1階及び地下階</td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td></td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td></td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></tbody></table>	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	1階及び地下階	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1.0	0.6	0.6	0.4		(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																																			
	特定の施設		一般の施設																																																	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																
1階及び地下階	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																
	1.0	0.6	0.6	0.4																																																
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																
17-1 あと施工アンカー	(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階） 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器																																																			

区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅱ
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・(ハ)・Ⅲ
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅰ
屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅰ

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化粧カバー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製）
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング ・保温化粧カバー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製）
2. 施工種別日の材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化紙原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材）とする。

区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(イ)・X I
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(イ)・X I
	屋内隠ぺい、D S内	I・(ロ)・X I
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・X I
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・X I
	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・X I
消音内貼り	サブライチンバー	M・(ロ)・Ⅸ
	消音チャンバー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅶ

区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	P S内及び空隙壁中	—
排水及び通気管	県営住宅P S内	c2・(ハ)・Ⅶ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	—
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	—
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ
	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	P S及び空隙壁中	—
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかき部分は塗装を施す。
2. 排水管の管径が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化紙原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール ・ロックウール）とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅶとする。
6. 便所内露出S U S管及び流し内露出S U S管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
19 防凍保温 ※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを呼び径32以下は50mm、呼び径40以上は40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

20 塗装
下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫 ・
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（※見えかき部 ・ ）

21 電線
特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

22 はつり及びあと施工アンカー打設
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。

23 管の埋設深さ (1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。
(2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。
(3) その他の場所では、地面面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300mmとする。

24 既設管分岐・接続 既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。
やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。

25 絶縁線の設置・種別 ※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管
※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ

26 天井上げ区分 () 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

27 他工事との取合区分 スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。

28 施工図等の取扱い 施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。

29 保険 受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。

30 配管識別 配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない

31 墜落制止用器具（フルハーネス型） 完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない
完成図書の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。
県営住宅の完成図の提出部数は、A1二つ折り1部及びA3二つ折り3部とする。
三相誘導電動機はJIS C 4213（IE3）トランランナーモーターとする。
工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。

① 共通事項 改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
② 改修部分の足場 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 ・
(2) 外部足場 ※A種（枠組足場） ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり専用足場方式により行うものとする。

③ 既存部分養生・既存家具等養生 (1) 関係受注業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
○本工事で負担とする。（種別は(2)による。）
(2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。
※ビニールシート ・合板 ・

4 備品等の移動 ・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事

⑤ 仮設間仕切り (1) 関係請負業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
・本工事で負担とする。（種別は(2)による。）
(2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。
※A種 単管地下全面シート張り ・

6 撤去後機材の扱い (1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。
(2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。
それ以外の機材は種別別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。

7 支持金物の再使用 (1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品
(2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品

8 あと施工アンカーの種別 金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。

9 フロン回収 冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。
※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し
「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。

⑩ 総合調整 ・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整

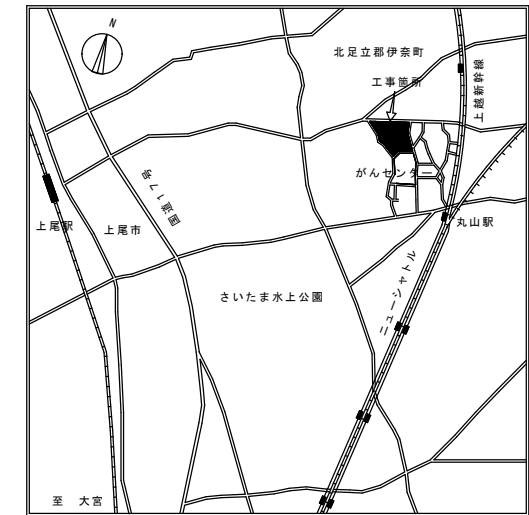
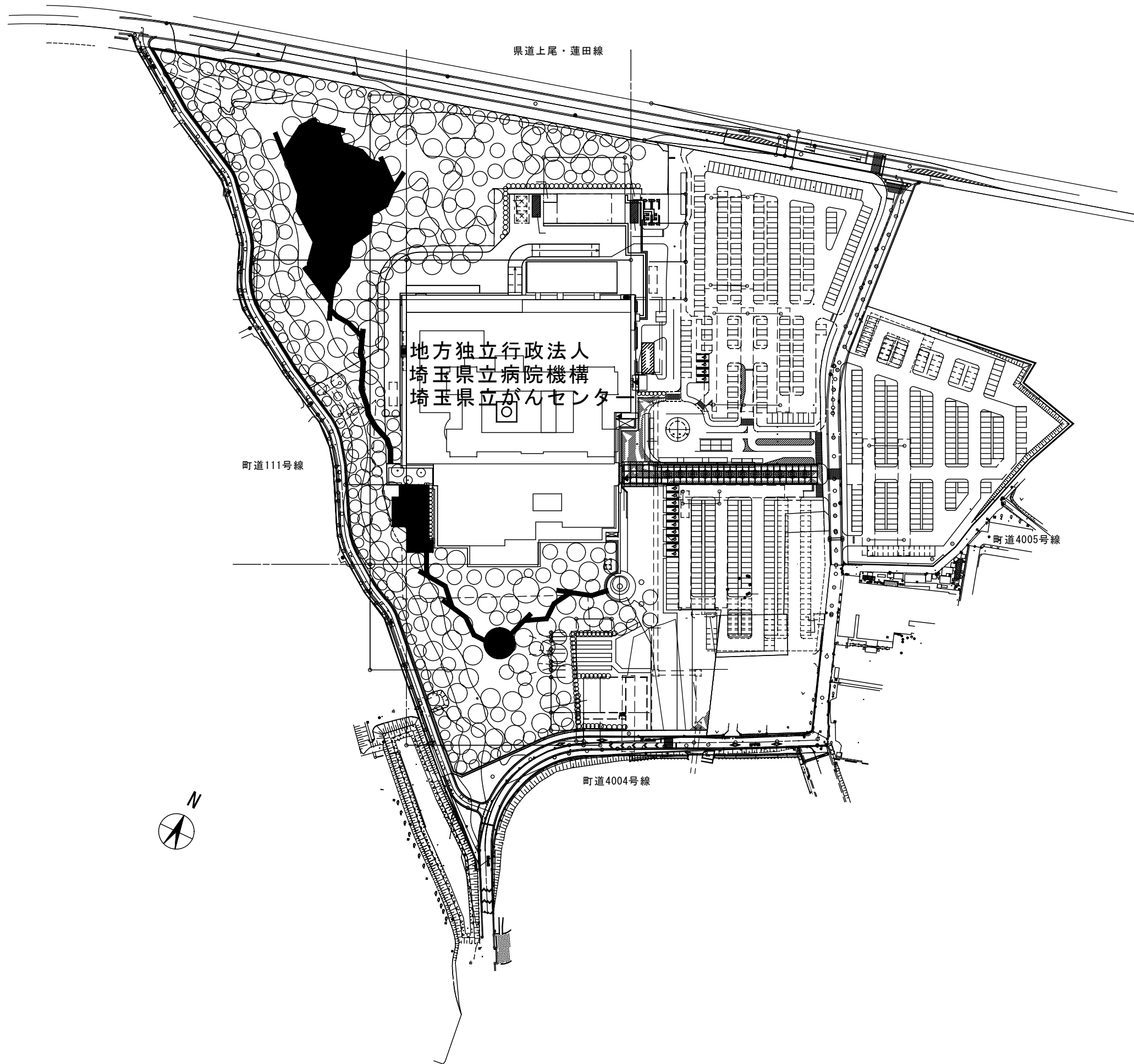
11 既設基礎類の解体はつり 建設機械は、原則として、排気ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。
現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。
粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。

⑫ その他 (1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。

(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置については、F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後2021.4

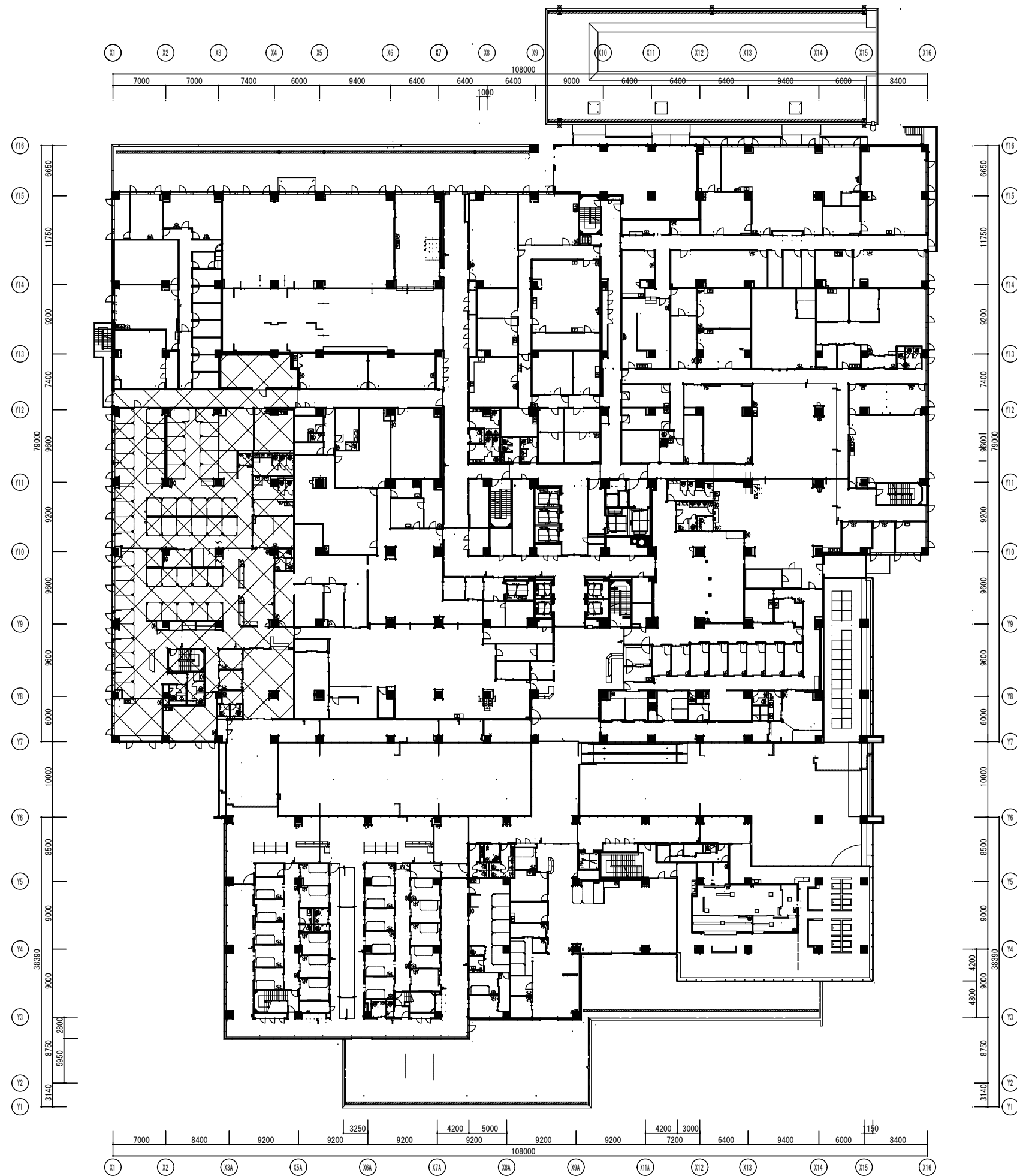
設計年月日	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	事務局長	製図監査	管理部長	管財主幹	管財主査	担当	縮尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
									埼玉県立がんセンター通院治療センター他ダクト保温材交換工事	機械設備工事特記仕様書（1）	M-01


● 空気調和設備	1 設計温湿度	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="2">一 般 系 統</th> <th colspan="2">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏 期</td> <td>36.9℃</td> <td>46.1%</td> <td>28℃</td> <td>50%</td> <td>26℃</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>0.6℃</td> <td>50.7%</td> <td>20℃</td> <td>40%</td> <td>18℃</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p>		外 気		一 般 系 統		屋 内		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	50%	26℃	50%	冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	40%	18℃	40%	1 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	1 配管材料	配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 <table border="1"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）</td> <td>※SUS ・SGP-PPD ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管</td> <td>※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部（水道直結部分）</td> <td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部（一般部分）</td> <td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td> </tr> <tr> <td>居室住宅 住戸内</td> <td>※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内（注5）</td> <td>※高密度ポリエチレン管（32A以上）</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管（10mm保温付）</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・ポリブテン管</td> </tr> </table>	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PPD ・ポリブテン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	地中埋設部（水道直結部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	居室住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）	便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）	便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・ポリブテン管	1 配管材料	・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆鋼管（M鋼管） ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） 取付部は下記による。 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分
		外 気		一 般 系 統		屋 内																																																			
温度 (DB)		湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																			
夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	50%	26℃	50%																																																			
冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	40%	18℃	40%																																																			
施 工 箇 所	管 種 別																																																								
床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※SUS ・SGP-PPD ・ポリブテン管																																																								
ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管	※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・ポリブテン管																																																								
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																								
地中埋設部（水道直結部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																								
地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																								
居室住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）																																																								
便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上）																																																								
便所天井内	※ポリブテン管（10mm保温付）																																																								
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																								
その他の部分	※SUS ・SGP-PPD ・HIVP ・ポリブテン管																																																								
2 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない 室内外空気の温度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんおいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない	2 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・耐火二層換気管又は耐火VVP ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） （注）1 使用区分は図示による。	2 一体形タンク	一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、 図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。	2 絶縁フランジ	（1）規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 （2）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。																																																		
3 煙 道	（1）鉄板厚 ※3.2mm ・4.5mm） （2）ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない （3）ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない	3 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	3 水 栓	※給湯用水栓を除き大きき呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。	3 井 類	（1）規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 （2）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。																																																		
4 煙 突	※別途 ・本工事	4 チャンパー	（1）内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 （2）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	4 量 水 器	※親メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買取り ・ ）	4 ガス瞬間湯沸器	※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型 飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																																		
5 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	5 ダンパー	（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 （2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	5 量水器掛	※水道事業者指定品 ・標準図MC形	5 電気給湯器	（1）規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 （2）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。																																																		
6 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） （注）1 使用区分は図示による。	6 多湿箇所の排気ダクト	（1）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU） （防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VVP）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ （2）水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	6 弁 類	規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。	6 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	7 保 温	下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN ・（ロ） ・X Iとする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・ 湯沸室 ・ ）用の隠蔽べい部ダクト（仕様はh ・（イ） ・Ⅹとし範囲は図示による）	7 水 栓 柱	※防寒コンクリート水栓柱（1200L） ・不凍給水栓	7 通気配管	※耐火二層管VVP (FDPS-1)又は耐火VVP ・SGP（白）																																																		
8 チャンパー	（1）内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 （2）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	8 試運転調整	風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない	8 建 物 導 入 部 配 管	図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c））	8 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・グラスウール製	9 中央監視制御装置	・有り ※無し	9 検針方法	水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。	9 洗面器等の排水管	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット																																																		
10 ダンパー	（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 （2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	10 構成・機能	図示による	10 水道利用加入金	水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。	10 洗面器等の排水管	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット																																																		
11 配管材料	（1）冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ （2）冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ （3）ブライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ （4）冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 （保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 （5）ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VVP ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（IAD/ACD/ln/A/相当品） ・耐火二層管VVP（FDPS-1） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VVP （消防協議事項： ） ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 （6）油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ （7）蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・Sch40 ・ステンレス鋼管 運 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒） （8）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりポリマー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・	11 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠べい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	11 本管取出し	水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	11 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
12 井 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。	12 小 便 器	JIS B 2026（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。	12 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	12 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空調機和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空調機和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（往）及び各連り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	13 大 便 器 洗 浄 弁 ・ 洗 浄 用 タ ン ク	器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式 ・電気開閉式（※センサー式 ・タッチスイッチ式） ・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じて低圧形とする。	13 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	13 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空調機和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各連り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	14 大 便 器 耐 火 カ バ ー	※設ける（ピット内は除く） ・設けない	14 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	14 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
15 瞬間流量計	瞬間流量計はビート管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・ 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・ 着脱形）を設ける。 ・空調機和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・ 着脱形）を設ける。	15 掃 除 流 し	※共栓なしとする。 ・共栓付とする。	15 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	15 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
16 油面制御装置	※往又はどちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・ 着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管、配線は製造者標準仕様とする。	16 排 水 器 具 用 コ ン 継 手	※使用できる ・使用できない	16 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	16 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	17 標 記 板	大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。	17 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	17 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		
18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 （1）圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 （2）冷媒 HFC（R410A、R32又はR407C） （注）1 R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 （注）2 R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 （3）埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	18 水 せ っ け ん 入 れ	せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗いに設ける。	18 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	18 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																																																		



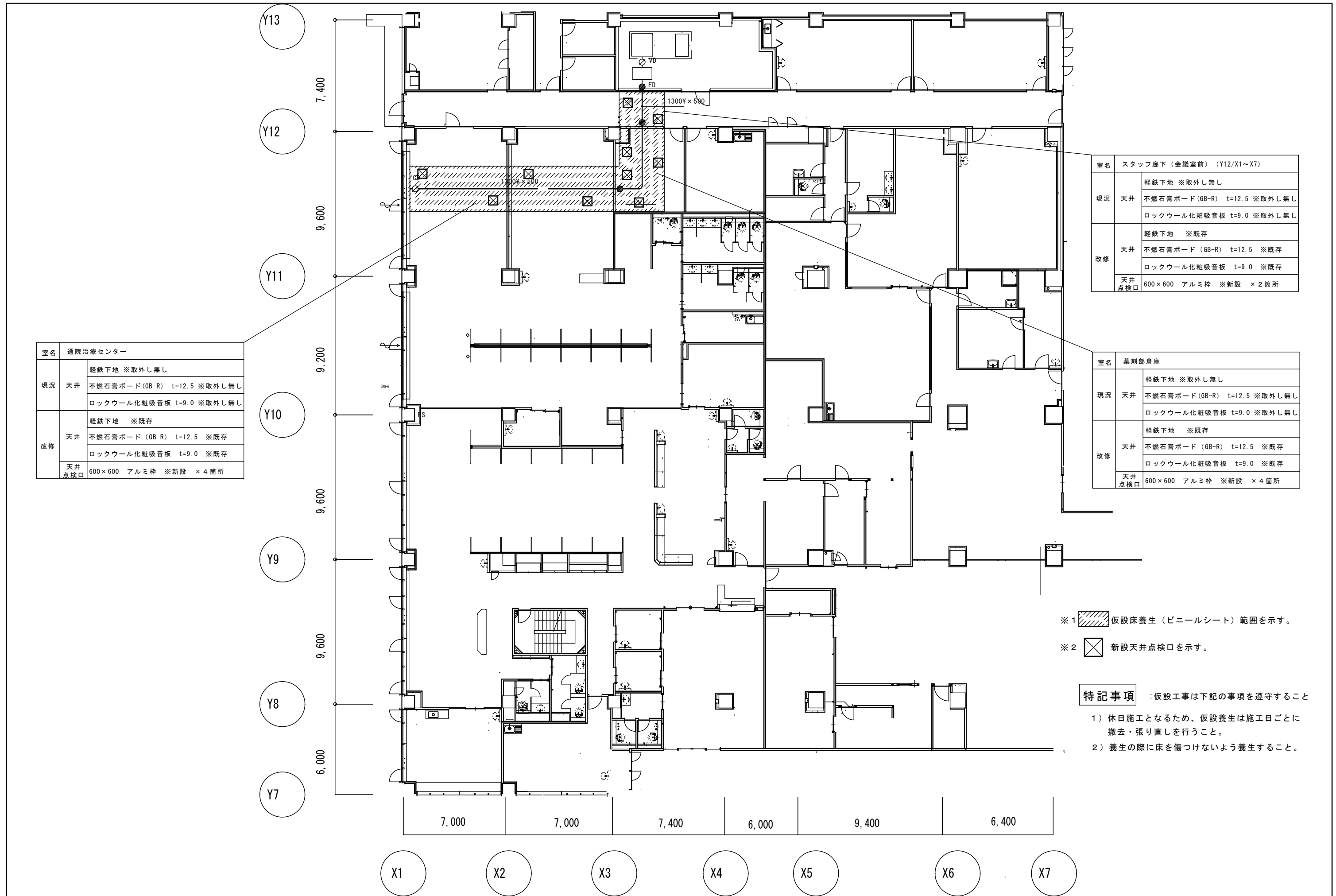
案内図

設計年月日		地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	病院長	事務局長	副院長兼 企画部長	管理部長	管財主幹	管財主査	担当	縮尺	工事名称	図面名	図面番号
			○							A1 : 1/1000 A3 : 1/2000	埼玉県立がんセンター通院治療センター他ダクト保温材交換工事	案内図・配置図	M-03



※  今回工事対象範囲を示す

	設計年月日		地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	病院長	事務局長	副局長兼 企画部長	管理部長	管財主幹	管財主査	担当	縮尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
				○								埼玉県立がんセンター通院治療センター他ダクト保温材交換工事	病院棟 2階平面図	M-04



室名	通院治療センター		
現況	天井	軽鉄下地 ※取外し無し 不燃石膏ボード (GB-R) t=12.5 ※取外し無し ロックウール化粧吸音板 t=9.0 ※取外し無し	
	改修	天井	軽鉄下地 ※既存 不燃石膏ボード (GB-R) t=12.5 ※既存 ロックウール化粧吸音板 t=9.0 ※既存
		天井 点検口	600×600 アルミ枠 ※新設 × 4箇所

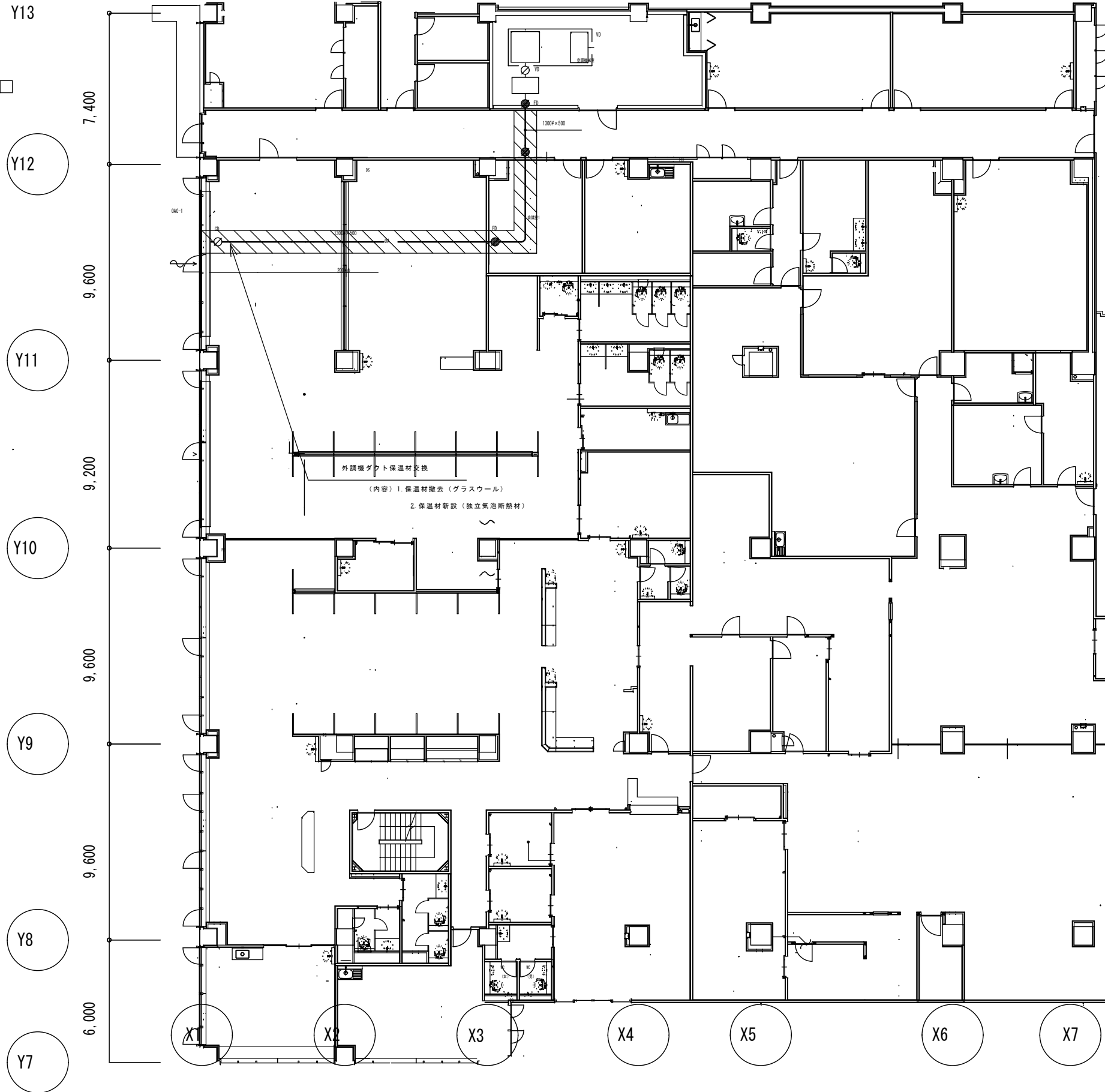
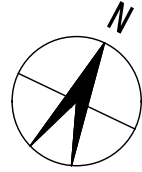
室名	スタッフ廊下 (会議室前) (Y12/X1~X7)		
現況	天井	軽鉄下地 ※取外し無し 不燃石膏ボード (GB-R) t=12.5 ※取外し無し ロックウール化粧吸音板 t=9.0 ※取外し無し	
	改修	天井	軽鉄下地 ※既存 不燃石膏ボード (GB-R) t=12.5 ※既存 ロックウール化粧吸音板 t=9.0 ※既存
		天井 点検口	600×600 アルミ枠 ※新設 × 2箇所

室名	薬剤部倉庫		
現況	天井	軽鉄下地 ※取外し無し 不燃石膏ボード (GB-R) t=12.5 ※取外し無し ロックウール化粧吸音板 t=9.0 ※取外し無し	
	改修	天井	軽鉄下地 ※既存 不燃石膏ボード (GB-R) t=12.5 ※既存 ロックウール化粧吸音板 t=9.0 ※既存
		天井 点検口	600×600 アルミ枠 ※新設 × 4箇所

- ※1 仮設床養生 (ビニールシート) 範囲を示す。
- ※2 新設天井点検口を示す。

特記事項 : 仮設工事は下記の事項を遵守すること

- 1) 休日施工となるため、仮設養生は施工日ごとに撤去・張り直しを行うこと。
- 2) 養生の際に床を傷つけないよう養生すること。



外調機ダクト保温材交換
 (内容) 1. 保温材撤去 (グラスウール)
 2. 保温材新設 (独立気泡断熱材)

凡例
 外気ダクト (今回施工対象物) 1300×500

- 特記事項** :ダクト工事は下記の事項を遵守すること
- 1) 天井板は落とさず、仮設工事で設置した点検口から上っての天井改修とすること。
 - 2) 入院患者様に配慮し、極力騒音を抑えて施工を行うこと。

保温工事 (現況・改修) 仕様表

	名称	仕様	備考
保温材	現況 グラスウール保温材	t = 50mm	撤去
	改修 独立気泡断熱材	t = 19mm	新設 ※ダクトへの取付にあたっては、 専用接着剤 (エアロボンド) を使用し、 取付を行うこと。